

受理官庁 BR	国立工業所有権機関 (ブラジル)	附属書 C BR
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ブラジル	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語，ポルトガル語 <sup>1</sup> 又はスペイン語 <sup>1</sup>	
願書の提出に用いることができる言語	英語，ポルトガル語又はスペイン語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ <sup>2, 3</sup>	認める。受理官庁はePCT出願による電子出願を認める <sup>4</sup> 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認めない	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁，欧州特許庁，国立工業所有権機関（ブラジル），スウェーデン知的所有権庁（PRV）又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁，欧州特許庁 <sup>5</sup> ，国立工業所有権機関（ブラジル），スウェーデン知的所有権庁（PRV）又は米国特許商標庁 <sup>6</sup>	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合，出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 国際出願が，実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い，その範囲内で電子形式によって行われている場合には，国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に，明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には，実施細則附属書Cに従い，すなわち，WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である（2009年5月14日付公示（PCT公報）79頁参照）。
- 4 関連する受理官庁の通告については，2016年6月2日付公示（PCT公報）108頁以降参照。
- 5 この官庁は，国際調査を同官庁，オーストリア特許庁又はスウェーデン知的所有権庁（PRV）が実施する（又は実施した）場合に限り，管轄する。
- 6 この官庁は，国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り，管轄する。

B R	国立工業所有権機関（ブラジル）（続き）	B R
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ブラジリアン・レアル（BRL）	
送付手数料 <sup>7</sup>	BRL 175（オンライン）； 260（紙形式） <sup>8</sup>	
国際出願手数料 <sup>9</sup>	1,330 スイス・フランに相当する BRL の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>9</sup>	15 スイス・フランに相当する BRL の額	
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	200 スイス・フランに相当する BRL の額	
電子出願 （文字コード形式による願書、 明細書、請求の範囲及び要約）	300 スイス・フランに相当する BRL の額	
調査手数料	出願人が選択した国際調査機関に支払われるべき調査手数料に相当する BRL の額：附属書D（A T），（B R），（E P），（S E）又は（U S）参照	
優先権書類の手数料	BRL 135（オンライン） <sup>10</sup>	
受理官庁は代理人を要求するか？	不 要	
誰が代理人として行為できるか？	ブラジルに居住する自然人又は法人	

7 この手数料は、自然人、中小企業、協同組合、学術機関、非営利組織又は公的機関による国際出願の場合には60%減額される。詳細については、2019年10月2日の国立工業所有権機関（ブラジル）公式決議 No. 251を参照。

8 紙形式の提出は郵送で受領した場合に限り認められる。詳細については、2019年11月13日の国立工業所有権機関（ブラジル）公式決議No. 253を参照（<http://revistas.inpi.gov.br/pdf/Comunicados2550.pdf>）。

9 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（I B）参照）。

10 優先権書類はオンライン形式の請求のみが認められる。詳細については、2019年10月8日の*Revista da Propriedade Industrial* No. 2544を参照（<http://revistas.inpi.gov.br/pdf/Comunicados2544.pdf>）。